

平成 3 0 年 6 月 1 3 日 開 会

平成 3 0 年 6 月 2 6 日 閉 会

平 成 3 0 年

第 2 回 定 例 会 会 議 録

( 第 1 日 目 )

小 豆 島 町 議 会

# 平成30年第2回 小豆島町議会定例会会議録

---

小豆島町告示第35号

平成30年第2回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年6月6日

小豆島町長 松本 篤

記

1. 期 日 平成30年6月13日（水）
2. 場 所 小豆島町役場本会議場

---

開 会 平成30年6月13日（水曜日）午前9時30分

閉 会 平成30年6月26日（火曜日）午後1時12分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏名	6月13日	6月25日	6月26日
1	藤本傳夫	○	○	○
2	三木卓	○	○	○
3	大下淳	○	○	○
4	森弘章	○	○	○
5	藤井孝博	○	○	○
6	中松和彦	○	○	○
7	大川新也	○	○	○
8	柴田初子	○	○	○
9	森崇	○	○	○
10	森口久士	○	○	○
11	安井信之	○	○	○
12	鍋谷真由美	○	○	○
13	浜口勇	○	○	○
14	谷康男	○	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日	第3日
町 長	松 本 篤	○	○	○
教 育 長	高 橋 昭 治	○	○	○
政 策 統 括 監	城 博 史	○	○	○
参 事	大 川 昭 彦	○	○	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○	○
教 育 部 長 兼 子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○	○	○
健 康 福 祉 部 長 兼 介 護 サ ー ビ ス 課 長	濱 田 茂	○	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○	○	○
健康づくり福祉課長	岡 本 達 志	○	○	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○	○	○
商 工 観 光 課 長	近 藤 伸 一	○	○	○
会 計 管 理 者	立 花 英 雄	○	○	○
農 林 水 産 課 長	山 本 重 敏	○	○	○
社 会 教 育 課 長	細 井 隆 昭	○	○	○
オ リ ー プ 課 長	丸 本 秀	○	○	○
人 権 対 策 課 長	山 口 総 一 郎	○	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○	○	○
学 校 教 育 課 長	森 貞 二	○	○	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	入 倉 哲 也	○	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	小 野 努	○	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 久 利 佳 秀  
書 記 立 住 貴 彦

議事日程

別 紙 の と お り

平成30年第2回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年6月13日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 町長施政方針
- 第4 報告第1号 平成29年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について（町長提出）
- 第5 議案第46号 農業委員の任命につき同意を求めることについて（町長提出）
- 第6 議案第47号 馬木ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約にについて（町長提出）
- 第7 議案第48号 公有水面埋立地の用途変更に関する意見にについて（町長提出）
- 第8 議案第49号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について（町長提出）
- 第9 議案第50号 小豆島町過疎地域自立促進計画の変更について（町長提出）
- 第10 議案第51号 平成30年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）（町長提出）

平成30年第2回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年6月25日（月）午前9時30分開議

第1 一般質問 9名

第2 発議第4号 議会活性化特別委員会の設置について （議員提出）

平成30年第2回小豆島町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年6月26日（火）午後1時開議

- 第1 議案第51号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第51号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第51号に対する討論及び採決
- 第4 議員派遣について
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第6 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第7 閉会中の継続調査の申し出について (各特別委員長提出)

開会 午前9時28分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切りかえてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

本日は、何かとご多忙のところご参集をくださいますようお願いいたします。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る6月6日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおりと決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、全国町村議長会から前議長の森口久士議員に感謝状が参っております。森口議長は、香川県町村議会議長会会長として町村議会の円滑な運営と地方自治の振興発展に大きく寄与されました。ただいまから感謝状伝達式を行います。

○議会事務局長（久利佳秀君） それでは、お名前を読み上げますので、前へお進みください。

森口久士殿。

○議長（谷 康男君）

#### 感謝状

森口久士殿

あなたは、香川県町村議会議長会会長として本会使命達成に尽力された功績はまことに顕著であります。よって、ここに感謝の意を表します。

平成30年5月1日

全国町村議会議長会会長 櫻井正人

（拍手）

○議長（谷 康男君） 森口議員、おめでとうございました。以上で感謝状伝達式を終わります。

それでは、開会に当たり、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、小豆島町議会第2回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会では、骨格予算として編成した平成30年度一般会計当初予算の肉づけをした補正予算の審議のほか、繰越計算書の報告1件、人事案件1件、契約案件1件、その他案件3件をご提案させていただくこととしております。議案の内容につきましては、

後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただきご議決賜りますようお願いいたします。まして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は 14 名で、定足数に達しておりますので、本日の第 2 回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前 9 時 32 分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。2 月 21 日以降 6 月 5 日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの例月出納検査結果報告書 3 件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第 125 条の規定により、3 番大下淳議員、4 番森弘章議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第 2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議は本日と 25 日及び 26 日とし、会期は本日から 26 日までの 14 日間をしたいと思ひますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から 26 日までの 14 日間と決定しました。

~~~~~

日程第 3 町長施政方針

○議長（谷 康男君） 次、日程第 3、町長施政方針を議題といたします。

町長から平成 30 年度の施政方針を伺います。町長。

○町長（松本 篤君） 平成 30 年第 2 回小豆島町議会定例会の開催に当たり、小豆島町の新たな船出となる町政運営に対する私の所信を申し述べ、議員各位を初め、町民の皆様

のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

[以下別紙のとおり省略]

○議長（谷 康男君） ただいま町長から平成 30 年度の施政に関する所信が述べられましたが、これに対する質問は6月 25 日の一般質問の中でお願いいたします。

~~~~~

日程第 4 報告第 1 号 平成 29 年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 4、報告第 1 号平成 29 年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第 1 号平成 29 年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

本件は、さきの3月定例会で議決いただきました平成 29 年度小豆島町一般会計予算の繰越明許費に係る財源内訳などについて報告するものでございます。

内容につきましては、担当部長から説明しますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 報告第 1 号平成 29 年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

議案集の 1 ページをお願いいたします。

本件につきましては、第 1 回定例会最終日におきましてご可決を賜りました平成 29 年度小豆島町一般会計補正予算（第 7 号）の繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき繰越計算書を調整いたしまして、議会にご報告を申し上げるものでございます。

款項、事業名、翌年度繰越額及びその財源等につきましては、2 ページの平成 29 年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書に掲げておるとおりでございます。

事業名の欄にございますとおり、8 つの事業について繰り越しを行うものでございますが、繰越総額は7億 4,269 万 3 千円で、既収入特定財源は塵芥収集車両の火災事故に伴います保険金 315 万円と町債の一部 8 万 5 千円、未収入特定財源のうち国庫支出金につきましては 2 つの事業で計 6,675 万 9 千円、県支出金は 4 つの事業で計 3,173 万 6 千円、地方債につきましては 5 つの事業の特定財源として元利償還金の 70%が地方交付税で措置される合併特例債と過疎対策事業債の 2 つの種類の地方債を合わせて 4 億 5,770 万円、その他の財源といたしまして、内海病院跡地等整備事業に庁舎整備基金繰入金を 1 億 5,734 万

4千円を見込んでおりました、結果、一般財源の所要額は2,591万9千円でございます。

繰越理由につきましては、第1回定例会でご説明申し上げたところでございますが、新しい議員さんもいらっしゃいますので、再度ご説明させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費の内海病院跡地等整備事業は、新庁舎本体部分の竣工が4月中旬となりまして、その後の防災行政無線の移設等にも期間を要するため繰り越しを行ったもの、4款衛生費、2項清掃費の最終処分場整備事業は、昨年度に次期最終処分場の生活環境アセスメントを発注いたしておりますが、四季を通した調査を行うために今年度の半ばまで期間を要することから繰り越しを行ったもの、また塵芥収集車整備事業は火災事故により破損したパッカー車の修繕及び新規車両の購入につきまして、いずれも半年程度の期間を要するため繰り越しを行ったもの、6款農林水産業費、1項農業費の地籍調査事業は、昨年度の国の1次補正によりまして、今年度実施予定の事業について補助金の前倒し配分があったことから、昨年度の歳入歳出予算に計上の上、繰り越しを行ったものでございます。

残りの4事業につきましては、地元関係者等との協議に不測の日数を要したことなどから、それぞれ年度内の完了が見込めないため、繰り越しを行ったところでございます。以上、簡単ではございますが、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

~~~~~

日程第5 議案第46号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、議案第46号農業委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第46号農業委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

農業委員の欠員に伴い、補欠の委員に谷岡潤三氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 議案第46号農業委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

それでは、議案集3ページ下段の根拠法令のほうをご覧ください。

第8条第1項にありますとおり、農業委員は農業に関する識見を有するなど、その職務

を適切に行える者のうちから議会のご同意をいただき、町長が任命することとされております。定数条例に基づきまして、農業委員の欠員に伴う補欠の委員の募集を平成 30 年 4 月 20 日から同年 5 月 18 日までの間、行いましたところ、欠員 1 名に対し草壁本町地区からのご推薦による谷岡潤三氏のご応募がありました。

谷岡潤三氏ですが、元農協の職員で、水稻栽培を営む農業者でございます。農業に対する識見があり、地域の実情にも詳しい方として農業委員に適任であると判断しまして、その任命についてご同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、法の第 10 条で補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするので、平成 31 年 3 月 31 日までとなります。以上、谷岡潤三氏の農業委員任命のご同意について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第 46 号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 46 号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定されました。

~~~~~

日程第 6 議案第 47 号 馬木ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 6、議案第 47 号馬木ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 47 号馬木ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、馬木ポンプ場の電気設備を更新するための工事請負契約につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） それでは、議案第 47 号馬木ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約についてご説明申し上げます。

上程議案集の 5 ページをお開きください。

こちらの工事は、馬木地区にあります雨水浸水対策用の雨水排水設備でございまして、こちらのポンプ場が設置から約 20 年余りの年月が経過しております。耐用年数も過ぎており、老朽化が著しい電気の設備についての更新を行おうとするものです。

今回、予定価格のほうが 5 千万円を超えていますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条及び地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

6 ページの 1、契約の目的ですが、工事名でございます。馬木ポンプ場電気設備更新工事です。

2、契約の方法ですが、一般競争入札による契約です。

3で、契約の金額ですが、6,436 万 8 千円、これは税込みでございます。契約の相手方は、香川県高松市寿町 2 丁目 2 番 7 号、東芝インフラシステムズ株式会社四国支社、統括責任者寺内忍でございます。

6 ページをお開きください。

工事の概要でございます。1 の工事名、2、契約金額、3、落札者につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。

4 の工期につきましては、町が指定する日からとしており、本議会の承認の日から来年、平成 31 年 3 月 12 日までとしてございます。

5 番、工事概要ですが、ポンプ場の電気設備であります、書いてますとおり、分電盤、ポンプの制御盤、給排気ファン、直流電源盤等の取りかえと、それに伴います配線、配管の工事でございます。

6、入札ですが、参加業者は 1 社の落札いたしました東芝インフラシステムズ株式会社四国支社でございました。

入札の方式は、入札後審査型制限つき一般競争入札（郵送方式）を採用いたしております。

7 ページ、8 ページは馬木ポンプ場の平面図と断面図をお示ししてございまして、少し濃

くグレーになってるところは今回更新する電気の設備でございます。以上、簡単ですけど、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 47 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 47 号馬木ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 48 号 公有水面埋立地の用途変更に関する意見について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 7、議案第 48 号公有水面埋立地の用途変更に関する意見についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 48 号公有水面埋立地の用途変更に関する意見について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、香川県知事から草壁地区埋立地の用途変更について意見を求められたので、公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） それでは、議案第 48 号公有水面埋立地の用途変更に関する意見についてご説明いたします。

上程議案集の 9 ページをお開きください。

公有水面埋立地の用途変更に関する意見についてです。11 ページをお開きください。

位置図が示されてます。今回の用途変更しようとする埋立地は、この位置図のとおりです。香川県が草壁港沖に整備を進めている埋立地でございます。こちらは、平成 9 年に事

業着手しております。事業着手時に、土地の用途、利用計画を決定しておりましたが、20年余りの年月が過ぎ、社会経済環境が変化したこと、また近年の土地需要の動向等を踏まえまして、今回香川県ではその需要に見合う用途へと見直しすることとしております。先ほど町長からも説明ありましたとおり、この用途を変更することについて、香川県知事から公有水面埋立法第13条の2第2項で準用する同法第3条第1項の規定により、小豆島町長に対して意見を求められております。意見を述べる際には、公有水面埋立法の先ほどの4項の規定によって、議会の議決が必要とされておりますことから、今回お願いしているものでございます。

9ページにお戻りください。

1の埋立位置につきましては、先ほど言いました11ページに示しておるところとなっております。

2の埋立地用途変更の内容でございますが、ここの表に記載のとおり、下水処理場用地と都市再開発用地（住宅用地）を今回廃止しまして、都市再開発用地（製造業用地）へ用途を変更するものでございます。

12ページをお開きください。

平面図になっておりまして、変更前が上段、変更後が下段でございます。変更前の上段には、下水処理場用地と都市再開発用地（住宅用地）があるのがわかるかと思えますけれども、下段の変更後にはそれから都市再開発用地（製造業用地）に変わっているのがわかるかと思えます。

もう一度9ページにお戻りください。

一番下、3、意見でございますが、今回の用途変更につきましては、異議のない旨、回答しようとするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 先日の県からの説明会でもお聞きしましたが、この埋め立てに関しまして、進入路が1カ所しかありません。過去、いろいろな工事関係の車両が行き来するのに信号で渋滞ができ、混雑することがありましたので、もう一本、埋立地から橋をつける構想はないものかどうか確認しましたところ、県はその時点では考えてないということでしたが、今回もう一度地元におろして、その必要はないかどうかの確認はするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 大川議員のほうからご質問ありましたとおり、この間の説明させていただいたときにそういう質問がありまして、県のほうは現状の計画どおりということで、今のところおっしゃってました橋を、進入路をもう一本つける予定はないということで回答はしていたかと思います。議員おっしゃるとおり、これから今回の議案にはあれなんですけど、部分竣工に向けて工事が入ります。間もなく入札があつていうスタートになると聞いております。その辺の状況も踏まえて、今後この埋め立ての部分竣工して売却という形になっていくと聞いておるんですけども、何回か協議が入ってくるかと思しますので、状況の変化等もあるという認識を持ってもらえるようにその場その場でそういう要望をしていったらええのかと思います。以上でございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 道路が広さの割にえらい少ないんじゃないかなというような気はするというのは、これをもう一括して大口で買っていただけたところがあるんなら、これでもいいかわからないけど、後これをもっと小さく分割して売却するということになりまして、この道路だけでは十分ではないかと思いますが、あと小さくして売却する場合に、道路をつけなければならないと思いますが、この点の関係はどうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 香川県さんのほうの事業ですので、私がどこまで言うてええかというのがあるんですが、今回この間説明があつたとおり、東の部分を供用開始しようというところで説明があつたかと思います。確かに、その全部の面積が1社になるのか、5社になるのか、道路っていうか、進入路っていうかが変わってくるかと思うんですけども、今県さんのほうではこういう形でスタートするというところになってます。今度、例えばこれをもうちょっと分割になるとかいうご要望があるのであれば、またそのときに変更といいますか、これはこの形にしとって、もうちょっと進入路を中につくるとかいう算段は考えられるかと思います。とにかく、今は先ほど説明しました土地の需要の動向からいうと、この程度かなという判断で県さんのほうはこうしてるというふうに伺っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 今、質問等ありますが、今回の議案は用途変更に対しての同意の問題で、細かい中の内容につきましては、これは県がやることですので、町長が同意をするかしないかというところの議題となっておりますので、その点ちょっと踏まえて質問をお願いします。浜口委員。

○13番（浜口 勇君） 用途変更ということは結構やと思うんですけど、今のやはり小さく

分けて売の場合は県有地ですので県が責任を持って道路をつけてくれるということで、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 私がはいて言うてええんかどうかわからんですけど、そういうご要望は伝えていけばよろしいかと思えます。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。安井議員。

○11番（安井信之君） この県有地ですが、町としてはどういうふうな感じで町民の人が利用できるようなことと考えておるのか、その辺ちょっとお伺いしたい。というのは、公園的な部分もあると思えますんで、言うたら散歩なりできるような部分で考えとるんやったら、ある程度の要望、意見を添えて県のほうに要望するべきだと思いますが、その辺どうお考えですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 安井議員からの質問なんですけど、おっしゃるとおり、この図面を見ますと、緑地っていうのが計画されてます。ここの部分については、公共の土地のまま残りますので、外周の緑地については県が整備、今回の供用開始部分についてはすると聞いてます。緑地のレクリエーション緑地の部分については、これは民間というか、第三者っていうか、売るものではなくて、公共の土地として残りますので、こちらの具体的な使い方については、今の現段階ではこの間も話があったんですが、駐車場に今なるところですので、駐車場を含めて今後町民の方、地元の方がどういう使い勝手がいいのかというのは協議をしていく予定でございます。とにかく、今回は東側の部分を需要動向に踏まえて部分竣工させていこうという前段の用途変更でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 外周も緑地になってますよね。それで、管理道みたいな感じで道ができるというふうなことで、車等も入って行って釣りもできるような感じになるんかなというふうに思うんですが、その辺道幅が2メートル50かそこらぐらいやったと思うんで、車としてはすれ違いができないような部分もあったりするんかなというような懸念があります。町民の方が散歩というふうなコースで考えるんやったら、周回をするような形になる……。

○議長（谷 康男君） 安井議員にお伝えします。

今回の議題は先ほどの表のところにあります……。

（11番安井信之君「それはわかっています」と呼ぶ）

下水処理場用地、それから都市開発用地（住宅用地）部分を廃止するというこの意見書を町長が提出するかしないかという部分です。だから、あとのものについては今後の課題ということになると思いますけど、これ県の事業ですので、はい。

○11番（安井信之君） 意見つけて出すというふうに認識しとるんですが、それではないんですか。それではないんやったら、それでいいと思いますけど、町としての意見をつけて県のほうに認可するというふうな形で用途変更するというふうな形になるのだったら、そういうふうな形の意見をつけてもらいたいなあというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 今回の用途変更に対する意見については、谷議長がおっしゃってましたとおり、住宅用地と下水場処理用地を廃止して製造業用地にするということで、これについては異議がありませんという形で回答しようとしてます。先ほど、安井議員おっしゃってた竣工後の使い方については、今言った護岸とか3メートルの分については、この間の話ですと、管理用で人が通ったり、車が通れたりするようなスペースにはなるんだけど、余りに勝手に入られると事故の関係があるんで、車については必要なときだけで、歩くとか自転車乗るとか原付とかは十分通れるような体制にはするようことは聞いているんですけども、どちらにしましても、その辺の話につきましてはこちらのご要望等、県の管理する立場もございますので、その辺は今後十分詰めていけばいいのかなと考えてます。今回の用途変更につきましては、住宅用地と下水場処理用地を製造業用地にするということに対する意見でございますので、これは同意しますという形で返答させていただければと思います。繰り返すんですけども、用途については使い勝手とかについては、いろんなご要望もございますと思いますので、その辺は今後詰めていけばいいかなと思ってます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第48号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 48 号公有水面埋立地の用途変更に関する意見については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は 45 分。

休憩 午前 10 時 35 分

再開 午前 10 時 45 分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 8 議案第 49 号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 8、議案第 49 号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 49 号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の策定及び変更を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第 49 号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。上程議案集の 13 ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては、旧村単位または字単位で 19 辺地に区分しており、30 年度当初の時点で 19 辺地のうち、池田、中山、三都、橘の 4 辺地で事業を実施しているところでございます。本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、蒲生、二生、東浦、草壁、苗羽の 5 つの辺地について、新たに計画を策定するとともに池田、中山、三都の 3 つの辺地において計画を変更するものでございます。また、辺地対策事業債の借り入れを予定している事業につきましては、池田小学校給食配

送車更新事業、草壁会館耐震改修等事業、地域消防力強化事業、農道整備事業の4つの事業を計画しております。以下、事業に沿いましてご説明させていただきます。

まず、池田小学校給食配送車更新事業からご説明申し上げます。恐れ入ります。上程議案集の15ページをお開き願います。

15ページは、蒲生辺地の総合整備計画であります。ページの中ほど、中段の2、公共的施設の整備を必要とする事情の後段に記載しておりますように、池田小学校で使用している給食配送車は老朽化が進み、ふぐあいも生じていることから、給食の確実な配送に向けまして車両の更新を行うものでございます。

また、本事業につきましては、池田小学校区の全ての辺地が対象となりますことから、ページをめくっていただきまして、16ページの右肩に書いておりますが、二生辺地、17ページの東浦辺地、21ページの池田辺地、24ページの中山辺地につきましても、同様に計画の策定と変更を行うものでございます。

大変恐れ入ります。22ページにお戻りいただきまして、一番上にあります3、公共的施設の整備計画の表の下からの2行目になりますが、全体事業費として692万2千円を予定しておりまして、その財源として表の右端に記載しております辺地対策事業債680万円の借り入れを計画しております。

次に、18ページをお願いいたします。

草壁辺地の計画策定でございます。ページ中段の2、公共的施設の整備を必要とする事情の後段にありますように、小豆島町隣保館条例に基づき設置しております草壁会館は、昭和51年に建設して以来、地域住民の交流の場として活用されてきております。しかしながら、築40年以上が経過し老朽化が進み、耐震化ができていない状況でございます。このため、耐震改修等事業を実施して、安全・安心な環境を確保しようとするものでございます。ページ下の表にありますように、全体事業費850万円のうち、特定財源として県補助金が516万7千円で、町の負担分333万3千円に対しまして辺地対策事業債を330万円活用するものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

苗羽辺地の計画策定でございます。ページ中段の2、公共的施設の整備を必要とする事情にありますように、新たな水利施設として防火水槽を整備するとともに、老朽化が進んでおります苗羽分団の小型動力ポンプを更新し、防災体制の充実強化を図るものでございます。ページ下の表にありますように、全体事業費1,421万4千円のうち、特定財源として県補助金が69万9千円、町の負担分1,351万5千円に対して辺地対策事業債を1,340

万円活用するものでございます。

次に、恐れ入ります。27 ページをお願いいたします。

三都辺地の計画変更でございます。ページ中段の2、公共的施設の整備を必要とする事情の3段落目に書いてありますが、農業の持続的な発展を図るため、蒲野地区の農道改良を実施するものでございます。ページをめくっていただきまして、表の下から2行目になります。農道整備事業費の全体事業費1,703万8千円のうち、特定財源として県の補助金が850万円、町の負担分853万8千円に対して辺地対策事業債を850万円活用するものでございます。以上が本議案の計画策定、計画変更における4つの事業の概要であります。

なお、本議案は普通交付税として元利償還金の80%が後年度の基準財政需要額に算入される大変有利な辺地対策事業債の適用を受けることが主目的の計画策定と変更でございます。以上、簡単ではございますが、議案第49号のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第49号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第50号 小豆島町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第50号小豆島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第50号小豆島町過疎地域自立促進計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、財政上の特別措置等を受けるため、過疎地域自立促進計画の変更を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第 50 号小豆島町過疎地域自立促進計画の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の 29 ページをお願いいたします。

過疎地域自立促進計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 カ年の計画を策定し、平成 28 年 2 月議会でご議決をいただいております。

このたび、本定例会において補正予算として計上しております旧池田庁舎の解体撤去工事と来年度以降に計画しております旧内海庁舎等の解体撤去工事の財源を確保するため、計画内容を追加、変更し、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項で準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ページをめくっていただきまして、30 ページをお願いいたします。

事業計画、区分 8、集落の整備につきまして、表の右側の変更後にありますように、下線で書いてありますが、「及び再編等」の字句を追加させていただきまして、解体撤去工事につきましても過疎対策事業債の活用ができるようにするものでございます。

次に、31 ページをお願いいたします。

事業計画、区分 8、集落の整備につきまして、表の右側の変更後にありますように、公共施設解体撤去等事業を追加するものでございます。

恐れ入ります。32 ページをお願いいたします。

1、事業計画、自立促進施策区分 8、集落の整備につきまして、表の右側の変更後にありますように、公共施設解体撤去等事業を追加し、行政コストの削減と公共施設の適正化を図っていくものでございます。

なお、本議案は普通交付税として元利償還金の 70%が基準財政需要額に算入される有利な過疎対策事業債の適用を受けることが主目的の計画変更でございます。以上、簡単ではございますが、議案第 50 号のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 50 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 50 号小豆島町過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 51 号 平成 30 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第 10、議案第 51 号平成 30 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 51 号平成 30 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算案で追加補正をお願いいたします額は 5 億 1,855 万 9 千円でございます。補正の内容といたしましては、総務費 1 億 2,906 万 8 千円、民生費 1,540 万円、衛生費 896 万 6 千円、農林水産業費 8,319 万 8 千円、商工費 2,225 万円、土木費 2 億 1,932 万 2 千円、消防費 1,421 万 4 千円、教育費 2,614 万 1 千円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明しますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 51 号平成 30 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 33 ページをお願いいたします。

平成 30 年度当初予算につきましては、年度当初に町長並びに町議会議員選挙が予定されておりましたため、骨格予算として編成いたしましたところでございます。

今回提案させていただいております補正予算は、松本町長就任後、政策的経費等の予算編成作業を行いまして、骨格予算で計上されなかった新規事業や投資的経費等を計上した大型補正となっております。

まず、第 1 条でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 億 1,855 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 84 億

5,155万9千円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の追加、第3条は地方債の追加及び変更でございますが、それぞれ別のページの表でご説明させていただきます。

まず、36ページの第2表債務負担行為補正をご覧ください。

債務負担行為に追加いたします事項は、農業振興地域整備計画策定事業でございます。この事業は、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、将来にわたって農業のために利用していくべき農用地区域の指定などを内容とする町の農業振興地域整備計画を今年度と来年度の2カ年かけて更新することとしております。このため、今年度事業費については、今回の補正予算に計上させていただいておりまして、来年度事業費を債務負担行為に追加させていただくものでございます。

次に、同じページの第3表地方債補正をお願いいたします。

まず、追加でございます。今回の補正予算に計上した10の事業の財源として、それぞれ地方債を追加するものでございます。なお、1行目の全国瞬時警報システム整備事業は、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます緊急防災・減災事業債、2行目の公共施設除却事業、5行目の農業振興地域整備計画策定事業、7行目の道路橋梁長寿命化事業の3つの事業につきましても、同じく元利償還金の70%が普通交付税で措置される過疎対策事業債、3行目の庁舎再編事業も同じく元利償還金の70%が普通交付税で措置される合併特例債、4行目の草壁会館耐震改修事業及び6行目の蒲野沖田農道整備事業、8行目の小型動力ポンプ整備事業から10行目の給食配送車両整備事業までの計5つの事業につきましては、元利償還金の80%が普通交付税で措置されます辺地対策事業債の借入れを予定しておるところでございます。

次のページの変更でございます。当初予算に計上済みの3つの事業について、事業の進捗を図るために今回の補正予算において事業費を増額計上いたしましたことから、地方債の借入限度額を増額するものでございます。こちらも1行目、2行目の事業につきましては過疎対策事業債、3行目の事業については合併特例債の借入れを予定しております。

続きまして、補正予算の概要をご説明申し上げます。

別冊の平成30年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

なお、本議案につきましては、6月6日開催の議会運営委員会におきまして、各常任委員会に付託することとなっておりますので、各常任委員会において詳しくご審議いただくこととなっております。したがって、本日は概要説明とさせていただきます。

まず、歳入の補正でございます。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金 9,958 万 4 千円でございます。これは、説明欄の上から順に町のホームページの点検及びリニューアルプランの検討、地域防災計画の改定に対する離島活性化交付金、老朽危険空き家除却支援事業に対する社会資本整備総合交付金(空き家対策分)、福田漁港高潮対策事業及び漁港施設長寿命化計画策定事業に対する海岸保全施設整備事業補助金、神戸みなとまつりへの出店拡充に対する離島活性化交付金、公営住宅草壁団地、谷尻団地への手すり設置に対する社会資本整備総合交付金(公営住宅分)、草壁改良住宅の外壁等改修事業に対する社会資本整備総合交付金(改良住宅分)、植松都市下水路整備事業に対する社会資本整備総合交付金(都市下水路分)、道路橋梁長寿命化事業に対する社会資本整備総合交付金(道路橋梁分)をそれぞれ事業の追加や国の内示等に応じて計上したものでございます。

次に、15 款県支出金の 4,375 万 9 千円でございます。こちら説明欄の上から順に、民間特別養護老人ホームの準個室化改修支援事業に対する地域密着型サービス等整備事業補助金、草壁会館耐震改修事業に対する隣保館等施設整備費補助金、老朽危険空き家の除却の支援に対する県費負担分として老朽危険空き家除却支援事業補助金、新規就農者支援事業に対する農業次世代人材投資事業補助金、蒲野沖田農道整備事業に対する土地改良事業費補助金、林地台帳システム構築事業に対する市町森林情報活用推進事業補助金、福田漁港高潮対策事業に対する海岸保全施設整備事業補助金、海底堆積ごみ回収事業に対する海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金、内海漁協橋支所の製氷機更新事業に対する水産振興総合対策事業費補助金、単独県費道路改良事業に対する道路橋梁費補助金、苗羽分団小型動力ポンプ整備事業に対する地域防災力重点分野支援事業補助金、中学校におきます ICT 教育支援員配置事業に対するスクールサポートスタッフ配置事業費補助金、児童同士や地域の人との交流を通していじめや不登校などを未然に防止する心の交流事業に対する委託金、これらをそれぞれ事業の追加や県の内示等に応じて計上したものでございます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

18 款繰入金の 3,257 万 4 千円でございます。説明欄の上から、庁舎再編整備の財源として庁舎整備基金繰入金、町勢要覧の全面改定や小豆島中学校のパソコン教室の機器類更新など 7 つの事業の財源としてふるさとづくり基金繰入金、四国学院大学と連携して小学生高学年向けの演劇上演及び神戸みなとまつりへの出店拡充の財源として地域振興基金繰入金、映像作品のすばらしさを発信する記念事業の財源として松山善三・高峰秀子基金繰入金、歴史文化基本構想の策定に向けた研修費及び中山の舞台の消防設備更新の財源として

文化財保護育成基金繰入金をそれぞれ計上したものでございます。

次に、19 款繰越金の 1 億 1,564 万 2 千円でございますが、こちらは今回の補正予算に係る一般財源部分を前年度繰越金で措置したものでございます。

次に、20 款諸収入の 1,440 万円につきましては、宝くじの収益金を原資とした自治総合センターコミュニティ助成金の交付決定に沿って助成金を受け入れるものでございます。

次に、ページ真ん中やや下より次のページにかけての 21 款町債 2 億 1,260 万円でございます。こちらは、各種事業の財源として有利な地方債を活用するものでございまして、内容につきましては先ほど地方債補正でご説明いたしましたので、省略させていただきます。以上、歳入の補正額合計は 5 億 1,855 万 9 千円でございます。

11 ページ、12 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、2 款総務費、1 項総務管理費 1 億 2,906 万 8 千円でございます。

2 目文書費では、マイナンバーの取り扱い等について内部監査実施計画の策定やセキュリティポリシーの改正業務などの委託料、3 目広報費では現行ホームページの改善点等の調査研究やリニューアルプランの作成、町勢要覧の全面改定に要する経費、7 目企画費では人口ビジョンの改定委託、総合戦略会議の開催経費、文化と教育をまちづくりの柱に掲げる兵庫県豊岡市などと連携した文化と教育の先端自治体連合の設立やコミュニティーサイトの構築負担金、自治総合センターから交付決定のあったコミュニティ助成金、8 目情報管理費では老朽化した事務用パソコンの更新に係る経費、13 目防災諸費では地域防災計画の全面改訂及び J - A L E R T の受信器更新経費、17 目庁舎建設費では池田窓口センターの移転に向けた池田保健センターの改修費及び旧池田庁舎の解体撤去費など、18 目文化芸術振興費では四国学院大学と連携した小学生向け演劇の上演経費やワークショップの経費、1 ページめくっていただきまして、19 目映像作品のすばらしさを発信する記念事業費では、記念事業として実施するトークショーや映画上映に関する経費をそれぞれ計上いたしております。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費の 1,540 万円でございます。2 目高齢者福祉費では、民間の特別養護老人ホームの多床室の準個室化改修に対する補助金、7 目社会福祉施設費では草壁会館の耐震改修工事費をそれぞれ計上したものでございます。

4 款衛生費、1 目保健衛生費の 896 万 6 千円でございます。4 目環境保全費は、老朽危険空き家の除却支援事業補助金を国の内示に対応して増額計上したもの、5 目斎場管理費は内海斎苑の修繕費、及び地元要望によりまして昨年度に解体撤去した旧吉田斎場の跡地

舗装工事費を計上したものでございます。

次に、6款農林水産業費の8,319万8千円でございます。まず、1項農業費でございますが、3目農業振興費では、農業振興地域整備計画の更新に係る業務委託費及び新規就農者に対する交付金、ページ下段から次のページにかけましての5目農地費では、大雨時に冠水して通行に支障を来しております蒲野沖田農道の整備事業費と、それに伴います土地改良関係団体への賦課金及び単独県費土地改良事業への補助金、12目有害鳥獣対策費では有害鳥獣の埋設処分地整備に係る重機借り上げ料をそれぞれ計上したものでございます。

2項林業費の80万円ですが、こちらは林地台帳システムの構築費用を計上したものでございます。

次に、3項水産業費の5,546万円でございます。こちらは、1目水産業振興費では海底堆積ごみの除却委託料等、及び内海漁協橋支所の製氷機更新に対する補助金、2目漁港管理費では富士漁港の水門の修繕、3目漁港建設費では漁港海岸保全施設の損傷度調査及び長寿命化計画の策定経費、並びに国の内示に対応した福田漁港高潮対策工事費の増額をそれぞれ計上いたしております。

次に、7款商工費、1項商工費の2,225万円でございます。2目商工業振興費では、7月15、16日開催の神戸みなとまつりへの出店拡充に要する経費、ページ下段から次のページにかけましての4目観光施設費では、オリーブナビ、オリーブビーチ公衆トイレの洋式化等修繕料、昨年度中に町出資の各財団から受け入れた寄付金を各施設の整備運営基金に積み立てるものを計上したものでございます。

8款土木費2億1,932万2千円でございます。まず、2項道路橋梁費ですが、2目道路橋梁維持費では道路、橋梁、トンネルの長寿命化に向けた調査及び計画策定経費、適切な町道管理を行うため町道の補修工事費の増額、3目道路新設改良費では県の内示に対応した単独県費道路改良事業費の増額をそれぞれ計上しております。

4項港湾費は、2目港湾建設費におきまして、県営港湾事業の増額に伴う県営事業負担金の増を計上したものでございます。

5項住宅費では、1目住宅管理費におきまして、町営住宅への手すり設置工事費、3目改良住宅等改善事業費において、草壁地区改良住宅の外壁劣化事前調査委託料及び外壁改修の増額をそれぞれ計上したものでございます。

6項都市計画費は、国の内示に対応いたしまして、植松都市下水道の再整備事業を増額計上し、事業の進捗を図ろうとするものでございます。

ページ下段から次のページにかけましての9款消防費1,421万4千円につきましては、

3目消防施設費におきまして、苗羽地区防火水槽の新設事業費及び苗羽分団の小型動力ポンプの購入費を計上したものでございます。

10款教育費 2,614万1千円でございます。まず、1項教育総務費は2目事務局費におきまして、西村教員住宅のシロアリ防除業務及び町内小・中学校の特殊建築物検査報告書作成業務の委託料を計上しております。

2項小学校費では、1目学校管理費において、各小学校のICT教育用無線LAN環境の整備を図るための修繕料、校務用パソコンの計画的な更新に要する費用及び苗羽小学校の特別支援学級の増加に伴う教室組みかえによりまして、エアコンの新設が必要となった経費、2目教育振興費では安田小学校がいじめ、不登校などの未然防止事業に取り組む心の交流事業の研究推進校に内定しましたので、同校に対する補助金をそれぞれ計上したものでございます。

次に、3項中学校費ですが、こちらは1目学校管理費におきまして、パソコン教室のサーバーや生徒用パソコンの更新に伴うシステム移行業務の委託費、機器類の購入費及び校務用パソコンの計画的な更新に要する費用、また吹奏楽部の部員増加に伴う楽器の購入費を計上いたしております。

4項就学前教育費でございますが、こちらは1目子育て共育費で幼稚園、保育所の職員用パソコンの計画的な更新に要する費用、2目幼稚園費では安田幼稚園保育室のエアコン整備とそれに伴う光熱費の増額をお願いしております。

次に、ページ下段から次のページにかけての5項社会教育費でございますが、こちらは7目文化財保護費におきまして、小豆島町の歴史文化基本構想の策定に向けた研修旅費及び中山の舞台の消防設備の更新に対する補助金の計上でございます。

最後に、6項保健体育費でございますが、こちらは2目学校給食施設費におきまして、購入から22年を経過した給食配送車両の更新費を計上したものでございます。以上、歳出予算の補正総額は5億1,855万9千円でございます。以上、簡単ですが、議案第51号平成30年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。森議員。

○9番（森 崇君） 高潮対策なんですけど、県も町も含めてどのぐらいの進行状態なのか、残ってるところはないのか、お聞きします。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 今、手元に細かいデータがございませんので、何%何キロ

というのは言えないんですが、県管理のよく説明させてもらってる港湾につきましては、もう 100%終わってるという状態になってます。町の建設課で管理してます漁港の関係は、全部で池田と内海合わせて 20 あるんですが、約半分終わってるような状況で、まだまだ残りが結構あるんですが、そういう状況でございます。これでよろしいでしょうか。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） もう一つ、心の交流事業委託、安田小学校という名前が出ましたけど、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 森学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 心の交流事業でございますが、これは県が所管しておる事業でございます。いじめであるとか、不登校等の心の交流をするというような事業がございまして、それに安田小学校のほう申請をしておりました。その事業について、県のほうが内定通知がございましたので、それに対しての同額の補助金と負担金でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 12 ページの最初のところですけど、個人情報取扱点検業務委託料、これはどういう中身でどこへ委託するのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） これは、マイナンバー法の改正によりまして、個人情報の保護委員会のほうからマイナンバーの取り扱いについて定期的な報告と内部監査が求められております。その中で、本年度に香川県下で資料の提出が求められる予定となっておりますので、それに対しまして個人情報取扱点検の業務の委託料として計上いたしております。業者さんへ委託をして、点検業務並びに点検のためのマニュアルをつくっていただくという費用でございます。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案につきましては、総務建設常任委員会所管分は総務建設常任委員会に、教育民生常任委員会所管分は教育民生常任委員会に付託をして審査をしていただくことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は総務建設常任委員

会及び教育民生常任委員会に付託をして審査をしていただくことに決定されました。

本日、各委員会に付託しました議案の審査報告は、6月26日の本会議においてお願いいたします。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

次回は6月25日月曜日に会議を開きます。

なお、開議時刻につきましては、6月18日の議会運営委員会で決定いたしますが、午前9時30分の開会を予定しております。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時26分